



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃の改正決定に係る福島地方労働審議会の意見に関する公示

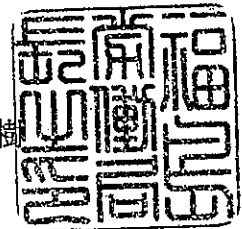
福島労働局一般公示第1号

令和8年2月6日福島地方労働審議会から福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法(昭和45年法律第60号)第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者または関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年2月24日までに、福島労働局長あて(福島市花園町5番46号)別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年2月9日

福島労働局長
岡田直樹



記

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃の改正決定に係る福島地方労働審議会の意見要旨

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和8年5月1日

別 表

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

対 象 業 務	内 容	金 額
コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。	1端子につき44銭

(備考)コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

別 紙

異 議 申 出 書

令和 8 年 2 月 9 日、貴殿が公示した福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃にかかる福島地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

福島労働局長 岡 田 直 樹 殿